

横浜市緑区地区センター指定管理者選定委員会

報告書

(横浜市長津田地区センター)

令和3年8月

## 1 経緯

横浜市長津田地区センターの指定管理者の選定にあたり、横浜市緑区地区センター指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）は、応募団体から提出された応募書類の審査及び面接審査（応募団体によるプレゼンテーション及び質疑）を行いました。

このたび、選定委員会による審査が終了し、指定候補者および次点候補者を選定しましたので、ここに選定結果を報告します。

## 2 横浜市緑区地区センター指定管理者選定委員会 委員（委員長ほか 50 音順）

委員長 名和田 是彦（法政大学法学部教授）

委員 上野 可南子（中小企業診断士）

委員 木村 赳（鴨居連合自治会会長）

委員 小渡 佳代子（一級建築士、横浜市まちづくりコーディネーター）

委員 平野 康之（緑区青少年指導員連絡協議会）

## 3 審査の経過

令和3年5月13日 第1回緑区地区センター指定管理者選定委員会

（公募・選定スケジュール、公募関係書類、審査基準、審査方法等の決定等）

令和3年5月24日 公募開始（公募要項等緑区ホームページ掲載）

令和3年6月11日 応募者説明会及び現地見学会

（参加2団体3人）

令和3年6月17日～6月18日 公募要項等に関する質問の受付（質問数8）

令和3年6月29日 公募要項等に関する質問の公表

令和3年7月15日 応募書類受付開始

令和3年7月16日 応募書類受付の終了（2団体提出）

令和3年8月8日 第2回緑区地区センター指定管理者選定委員会

（面接審査・審議、候補団体の選定）

## 4 審査にあたっての考え方

選定委員会では、「横浜市緑区地区センター指定管理者公募要項」（以下、「公募要項」という。）においてあらかじめ定めた「横浜市長津田地区センター指定管理者選定の評価基準項目」にしたがって、応募団体から提出された応募書類の審査及びプレゼンテーションによる面接審査、質疑を行い、指定候補者および次点候補者を選定することとしました。

なお、点数については、各委員170点を持点とし、各委員の合計額を評価点としました。また、最低基準点については加減点項目を除く評価基準項目の合計点の6割以上としました。

## 5 応募者の制限

応募団体について、応募書類により、公募要項に定める応募の資格を持ち、欠格事項、失格事項に該当しないことを確認しました。

### <参考 公募要項>

#### 7 応募に関する事項

##### (3) **応募団体の資格**

指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営することのできる法人その他の団体（複数の団体が共同する共同事業体を含む。）とします。法人格は必須ではありませんが、個人での申請はできません。

##### (4) **欠格事項**

次に該当する団体は、応募することができません。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定により横浜市における入札の参加資格を制限されていること

イ 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していること

ウ 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続きを行っていないもの

エ 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること

オ 当該指定管理者の選定を行う選定委員が、応募しようとする団体の経営又は運営に直接関与していること

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること

※ 本項目について、横浜市が神奈川県警察本部に対し調査・照会を行うため、別添の「役員等氏名一覧表」（様式11）を提出してください。

キ 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること

ク 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

※ 共同事業体の場合には、構成するすべての団体が前記いずれの欠格事項に該当しないとともに、応募時に、「共同事業体の結成に関する申請書（様式12）」を提出することとします。また、選定後協定締結までに、代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しを提出することとします。

##### (6) 留意事項

###### ア 接触の禁止

選定委員会委員、横浜市職員その他の本件関係者に対して、本件応募について直接・間接を問わず接触を禁じます。

###### イ 重複応募の禁止

同一案件に対して、複数案の応募に参画することはできません。

###### ウ 応募内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、選定委員会が認めた場合はこの限りではありません。

###### エ 団体役職員（構成員）以外の者による、次の行為の禁止

応募にあたって、応募団体（共同事業体にあたっては、構成団体）の役職員（構成員）以外の者が、次の行為を行うことを禁止します。

（ア）指定管理者応募団体説明会及び現地見学会への代理出席

（イ）事業計画書等応募書類の作成（ただし、作成に関する技術的な助言等は除く）

（ウ）選定委員会の面接審査への出席

###### オ **応募団体の失格**

応募団体が次の事項に該当した場合は、失格となる場合があります。

① ア～エの禁止事項に該当するなど、公募要項に定める手続を遵守しない場合

② 応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

## 6 応募団体

2団体から応募がありました。

- (1) 公益社団法人横浜市民施設協会
- (2) 株式会社清光社

## 7 審査結果

応募団体から提出された応募書類の審査及びプレゼンテーションによる面接審査、質疑を厳正に行った結果、次の団体を指定候補者、次点候補者と決定しました。

### (1) 順位

- ア 1位 株式会社清光社（指定候補者）
- イ 2位 公益社団法人横浜市民施設協会（次点候補者）

### (2) 得点

項目	1位	2位
1 基本条件の理解度（15点×5人=75点）	50	44
2 公平性（10点×5人=50点）	36	32
3 安定性・安全性（25点×5人=125点）	89	79
4 運営の実施効果（20点×5人=100点）	67	66
5 利用者ニーズの把握、利用者サービス向上の取組 （20点×5人=100点）	68	66
6 効果的な自主事業展開（20点×5人=100点）	68	68
7 効率性（25点×5人=125点）	81	77
8 積極性、意欲（10点×5人=50点）	34	34
9 新型コロナウイルス感染症等に係る対応 （10点×5人=50点）	34	33
10-1 団体の資質・実績（5点×5人=25点）	16	15
加減点項目を除く合計（800点）※	543	514
10-2 現指定管理者の評価 （-5点～+5点×5人=-25～+25点）	10	0
10-3 市内中小企業又は地域住民を中心に設立された団体 （5点×5人=25点）	25	0
合計（850点）	578	514

※ 最低基準点：800点×6割=480点

## 8 審査講評

### (1) 株式会社清光社（指定候補者）

現指定管理者としてきめ細かく施設を運営しており、これまでの実績に基づいた今後の提案がしっかりと提示されていました。アウトリーチ活動をさらに強化し、周辺の社会福祉施設や民生委員との連携を進めるなど、地域のニーズを積極的に把握し、日々の施設運営に活かしていくことを期待します。

### (2) 公益社団法人横浜市民施設協会（次点候補者）

他区での同種施設の豊富な運営実績から、子供から高齢者まで、多様な世代に配慮した施設運営・自主事業の提案がありました。しかしながら、緑区や長津田地区の特性の把握が不十分な印象があり、地区センターの運営を通じて、地域の住民や施設と地域づくりを進めていけるか、疑問が残りました。

## 9 総評

地域の現状やニーズを的確に捉え、課題の解決に地域と一緒に取り組み、現状に満足せず地域から信頼される施設運営を期待します。

横浜市緑区地区センター指定管理者選定委員会

報告書

(横浜市十日市場地区センター)

令和3年8月

## 1 経緯

横浜市十日市場地区センターの指定管理者の選定にあたり、横浜市緑区地区センター指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）は、応募団体から提出された応募書類の審査及び面接審査（応募団体によるプレゼンテーション及び質疑）を行いました。

このたび、選定委員会による審査が終了し、指定候補者および次点候補者を選定しましたので、ここに選定結果を報告します。

## 2 横浜市緑区地区センター指定管理者選定委員会 委員（委員長ほか 50 音順）

委員長 名和田 是彦（法政大学法学部教授）

委員 上野 可南子（中小企業診断士）

委員 小渡 佳代子（一級建築士、横浜市まちづくりコーディネーター）

委員 篠崎 慧（前山下連合自治会会長）

委員 平野 康之（緑区青少年指導員連絡協議会）

## 3 審査の経過

令和3年5月13日 第1回緑区地区センター指定管理者選定委員会

（公募・選定スケジュール、公募関係書類、審査基準、審査方法等の決定等）

令和3年5月24日 公募開始（公募要項等緑区ホームページ掲載）

令和3年6月11日 応募者説明会及び現地見学会（参加2団体5人）

令和3年6月17日～6月18日 公募要項等に関する質問の受付（質問数8）

令和3年6月29日 公募要項等に関する質問の公表

令和3年7月15日 応募書類受付開始

令和3年7月16日 応募書類受付の終了（2団体提出）

令和3年8月8日 第2回緑区地区センター指定管理者選定委員会

（面接審査・審議、候補団体の選定）

## 4 審査にあたっての考え方

選定委員会では、「横浜市緑区地区センター指定管理者公募要項」（以下、「公募要項」という。）においてあらかじめ定めた「横浜市十日市場地区センター指定管理者選定の評価基準項目」にしたがって、応募団体から提出された応募書類の審査及びプレゼンテーションによる面接審査、質疑を行い、指定候補者および次点候補者を選定することとしました。

なお、点数については、各委員 165 点を持点とし、各委員の合計額を評価点としました。また、最低基準点については加減点項目を除く評価基準項目の合計点の6割以上としました。

## 5 応募者の制限

応募団体について、応募書類により、公募要項に定める応募の資格を持ち、欠格事項、失格事項に該当しないことを確認しました。

<参考 公募要項>

### 7 応募に関する事項

#### (3) **応募団体の資格**

指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営することのできる法人その他の団体（複数の団体が共同する共同事業体を含む。）とします。法人格は必須ではありませんが、個人での申請はできません。

#### (4) **欠格事項**

次に該当する団体は、応募することができません。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定により横浜市における入札の参加資格を制限されていること

イ 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していること

ウ 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続きを行っていないもの

エ 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること

オ 当該指定管理者の選定を行う選定委員が、応募しようとする団体の経営又は運営に直接関与していること

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること

※ 本項目について、横浜市が神奈川県警察本部に対し調査・照会を行うため、別添の「役員等氏名一覧表」（様式11）を提出してください。

キ 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること

ク 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

※ 共同事業体の場合には、構成するすべての団体が前記いずれの欠格事項に該当しないとともに、応募時に、「共同事業体の結成に関する申請書（様式12）」を提出することとします。また、選定後協定締結までに、代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しを提出することとします。

#### (6) 留意事項

##### ア 接触の禁止

選定委員会委員、横浜市職員その他の本件関係者に対して、本件応募について直接・間接を問わず接触を禁じます。

##### イ 重複応募の禁止

同一案件に対して、複数案の応募に参画することはできません。

##### ウ 応募内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、選定委員会が認めた場合はこの限りではありません。

##### エ 団体役職員（構成員）以外の者による、次の行為の禁止

応募にあたって、応募団体（共同事業体にあたっては、構成団体）の役職員（構成員）以外の者が、次の行為を行うことを禁止します。

（ア）指定管理者応募団体説明会及び現地見学会への代理出席

（イ）事業計画書等応募書類の作成（ただし、作成に関する技術的な助言等は除く）

（ウ）選定委員会の面接審査への出席

##### オ **応募団体の失格**

応募団体が次の事項に該当した場合は、失格となる場合があります。

① ア～エの禁止事項に該当するなど、公募要項に定める手続を遵守しない場合

② 応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合



## 6 応募団体

2団体から応募がありました。

- (1) 公益社団法人横浜市民施設協会
- (2) アクティオ株式会社

## 7 審査結果

応募団体から提出された応募書類の審査及びプレゼンテーションによる面接審査、質疑を厳正に行った結果、次の団体を指定候補者、次点候補者と決定しました。

### (1) 順位

- ア 1位 アクティオ株式会社（指定候補者）
- イ 2位 公益社団法人横浜市民施設協会（次点候補者）

### (2) 得点

項目	1位	2位
1 基本条件の理解度（10点×5人=50点）	35	35
2 公平性（10点×5人=50点）	34	38
3 安定性・安全性（25点×5人=125点）	89	82
4 運営の実施効果（20点×5人=100点）	76	71
5 利用者ニーズの把握、利用者サービス向上の取組 （20点×5人=100点）	72	70
6 効果的な自主事業展開（20点×5人=100点）	71	68
7 効率性（25点×5人=125点）	87	80
8 積極性、意欲（10点×5人=50点）	37	36
9 新型コロナウイルス感染症等に係る対応 （10点×5人=50点）	35	36
10-1 団体の資質・実績（5点×5人=25点）	18	17
加減点項目を除く合計（775点）※	554	533
10-2 現指定管理者の評価 （-5点～+5点×5人=-25～+25点）	12	0
10-3 市内中小企業又は地域住民を中心に設立された団体 （5点×5人=25点）	0	0
合計（825点）	566	533

※ 最低基準点：775点×6割=465点

## 8 審査講評

### (1) アクティオ株式会社（指定候補者）

ドローンやプログラミングといった小学生に人気の高い自主事業を企画している他、新型コロナウイルス感染症の拡大により利用控えや在宅勤務が増えていることを受け、稼働率向上のための ZOOM 環境の整備や、コワーキングスペースの設定など、アイデア豊富な提案がありました。実現には区との協議が必要な内容もありますが、社会情勢を踏まえた新しい取組を導入する姿勢は評価できます。

また、現指定管理者として、地域組織や近隣施設とのイベントの共催や、防災訓練の共同実施など、地域連携にも積極的に取り組み施設を運営しています。

### (2) 公益社団法人横浜市民施設協会（次点候補者）

スタッフ全員が利用者へ丁寧な対応ができるよう、現在管理運営している類似施設において活用している接遇ハンドブックの提案は、大変評価できます。類似施設での経験に基づく提案内容のため全体的に問題点はありませんでしたが、区や地区の特性を踏まえた内容は乏しかった印象がありました。地区センターの運営を通じて、地域の住民や施設と地域づくりを進めていけるか、疑問が残りました。

## 9 総評

次期指定管理者には、地域の状況把握に努め、地域に多く居住する外国人や高齢者向けの自主事業の実施を検討するなど、地域課題を踏まえた施設の管理運営を期待します。

横浜市緑区地区センター指定管理者選定委員会

選定結果報告書

(横浜市中山地区センター)

令和3年8月

## 1 経緯

横浜市中山地区センターの指定管理者の選定にあたり、横浜市緑区地区センター指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）は、応募団体から提出された応募書類の審査及び面接審査（応募団体によるプレゼンテーション及び質疑）を行いました。

このたび、選定委員会による審査が終了し、指定候補者および次点候補者を選定しましたので、ここに選定結果を報告します。

## 2 横浜市緑区地区センター指定管理者選定委員会 委員（委員長ほか 50 音順）

委員長 名和田 是彦（法政大学法学部教授）

委員 上野 可南子（中小企業診断士）

委員 木村 赳（鴨居連合自治会会長）

委員 小渡 佳代子（一級建築士、横浜市まちづくりコーディネーター）

委員 平野 康之（緑区青少年指導員連絡協議会）

## 3 審査の経過

令和3年5月13日 第1回緑区地区センター指定管理者選定委員会

（公募・選定スケジュール、公募関係書類、審査基準、審査方法等の決定等）

令和3年5月24日 公募開始（公募要項等緑区ホームページ掲載）

令和3年6月10日 応募者説明会及び現地見学会

（参加1団体3人）

令和3年6月17日～6月18日 公募要項等に関する質問の受付（質問数8）

令和3年6月29日 公募要項等に関する質問の公表

令和3年7月15日 応募書類受付開始

令和3年7月16日 応募書類受付の終了（1団体提出）

令和3年8月8日 第2回緑区地区センター指定管理者選定委員会

（面接審査・審議、候補団体の選定）

## 4 審査にあたっての考え方

選定委員会では、「横浜市緑区地区センター指定管理者公募要項」（以下、「公募要項」という。）においてあらかじめ定めた「横浜市中地区センター指定管理者選定の評価基準項目」にしたがって、応募団体から提出された応募書類の審査及びプレゼンテーションによる面接審査、質疑を行い、指定候補者および次点候補者を選定することとしました。

なお、点数については、各委員 170 点を持点とし、各委員の合計額を評価点としました。また、最低基準点については加減点項目を除く評価基準項目の合計点の6割以上としました。

## 5 応募者の制限

応募団体について、応募書類により、公募要項に定める応募の資格を持ち、欠格事項、失格事項に該当しないことを確認しました。

<参考 公募要項>

### 7 応募に関する事項

#### (3) **応募団体の資格**

指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営することのできる法人その他の団体（複数の団体が共同する共同事業体を含む。）とします。法人格は必須ではありませんが、個人での申請はできません。

#### (4) **欠格事項**

次に該当する団体は、応募することができません。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定により横浜市における入札の参加資格を制限されていること

イ 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していること

ウ 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続きを行っていないもの

エ 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること

オ 当該指定管理者の選定を行う選定委員が、応募しようとする団体の経営又は運営に直接関与していること

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること

※ 本項目について、横浜市が神奈川県警察本部に対し調査・照会を行うため、別添の「役員等氏名一覧表」（様式11）を提出してください。

キ 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること

ク 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

※ 共同事業体の場合には、構成するすべての団体が前記いずれの欠格事項に該当しないとともに、応募時に、「共同事業体の結成に関する申請書（様式12）」を提出することとします。また、選定後協定締結までに、代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しを提出することとします。

#### (6) 留意事項

##### ア 接触の禁止

選定委員会委員、横浜市職員その他の本件関係者に対して、本件応募について直接・間接を問わず接触を禁じます。

##### イ 重複応募の禁止

同一案件に対して、複数案の応募に参画することはできません。

##### ウ 応募内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、選定委員会が認めた場合はこの限りではありません。

##### エ 団体役職員（構成員）以外の者による、次の行為の禁止

応募にあたって、応募団体（共同事業体にあたっては、構成団体）の役職員（構成員）以外の者が、次の行為を行うことを禁止します。

（ア）指定管理者応募団体説明会及び現地見学会への代理出席

（イ）事業計画書等応募書類の作成（ただし、作成に関する技術的な助言等は除く）

（ウ）選定委員会の面接審査への出席

##### オ **応募団体の失格**

応募団体が次の事項に該当した場合は、失格となる場合があります。

① ア～エの禁止事項に該当するなど、公募要項に定める手続を遵守しない場合

② 応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

## 6 応募団体

1 団体から応募がありました。

- ・ 一般社団法人緑区区民利用施設協会

## 7 審査結果

応募団体から提出された応募書類の審査及びプレゼンテーションによる面接審査、質疑を厳正に行った結果、応募団体を指定候補者と決定しました。

項 目	評点
1 基本条件の理解度 (15 点× 5 人=75 点)	46
2 公平性 (10 点× 5 人=50 点)	28
3 安定性・安全性 (25 点× 5 人=125 点)	79
4 運営の実施効果 (20 点× 5 人=100 点)	62
5 利用者ニーズの把握、利用者サービス向上の取組 (20 点× 5 人=100 点)	66
6 効果的な自主事業展開 (20 点× 5 人=100 点)	67
7 効率性 (25 点× 5 人=125 点)	77
8 積極性、意欲 (10 点× 5 人=50 点)	31
9 新型コロナウイルス感染症等に係る対応 (10 点× 5 人=50 点)	32
10-1 団体の資質・実績 (5 点× 5 人=25 点)	16
加減点項目を除く合計 (800 点) ※	504
10-2 現指定管理者の評価 (-5 点～+ 5 点× 5 人=-25～+25 点)	6
10-3 市内中小企業又は地域住民を中心に設立された団体 (5 点× 5 人=25 点)	25
合 計 (850 点)	535

※ 最低基準点：800 点× 6 割=480 点

## 8 審査講評

定期的にお花を届けてもらう契約を結ぶなど、来館者にとって心地よい運営を行っていることは評価できます。自主事業にも工夫があり、年代や性別を考えて企画されています。光熱費の削減は重要ですが、地区センターだけでなく複合施設全体を考えた心地よい環境づくりを思案してほしいと思います。

## 9 総評

様々な人が集まる複合施設は、地域の交流を促進しやすいメリットがあります。複合施設であることを主体的に捉え、地区センターが率先してコーディネートしていく姿勢を望みます。複合施設の良さを活かし、他施設と連携した運営を行い、それを地域との連携にも繋げていくことを期待します。

横浜市緑区地区センター指定管理者選定委員会

選定結果報告書

(横浜市白山地区センター)

令和3年8月



## 1 経緯

横浜市白山地区センターの指定管理者の選定にあたり、横浜市緑区地区センター指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）は、応募団体から提出された応募書類の審査及び面接審査（応募団体によるプレゼンテーション及び質疑）を行いました。

このたび、選定委員会による審査が終了し、指定候補者および次点候補者を選定しましたので、ここに選定結果を報告します。

## 2 横浜市緑区地区センター指定管理者選定委員会 委員（委員長ほか 50 音順）

委員長 名和田 是彦（法政大学法学部教授）

委員 上野 可南子（中小企業診断士）

委員 木村 赳（鴨居連合自治会会長）

委員 小渡 佳代子（一級建築士、横浜市まちづくりコーディネーター）

委員 平野 康之（緑区青少年指導員連絡協議会）

## 3 審査の経過

令和3年5月13日 第1回緑区地区センター指定管理者選定委員会

（公募・選定スケジュール、公募関係書類、審査基準、審査方法等の決定等）

令和3年5月24日 公募開始（公募要項等緑区ホームページ掲載）

令和3年6月9日 応募者説明会及び現地見学会

（参加1団体3人）

令和3年6月17日～6月18日 公募要項等に関する質問の受付（質問数8）

令和3年6月29日 公募要項等に関する質問の公表

令和3年7月15日 応募書類受付開始

令和3年7月16日 応募書類受付の終了（2団体提出）

令和3年8月8日 第2回緑区地区センター指定管理者選定委員会

（面接審査・審議、候補団体の選定）

## 4 審査にあたっての考え方

選定委員会では、「横浜市緑区地区センター指定管理者公募要項」（以下、「公募要項」という。）においてあらかじめ定めた「横浜市白山地区センター指定管理者選定の評価基準項目」にしたがって、応募団体から提出された応募書類の審査及びプレゼンテーションによる面接審査、質疑を行い、指定候補者および次点候補者を選定することとしました。

なお、点数については、各委員165点を持点とし、各委員の合計額を評価点としました。また、最低基準点については加減点項目を除く評価基準項目の合計点の6割以上としました。

## 5 応募者の制限

応募団体について、応募書類により、公募要項に定める応募の資格を持ち、欠格事項、失格事項に該当しないことを確認しました。

<参考 公募要項>

### 7 応募に関する事項

#### (3) **応募団体の資格**

指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営することのできる法人その他の団体（複数の団体が共同する共同事業体を含む。）とします。法人格は必須ではありませんが、個人での申請はできません。

#### (4) **欠格事項**

次に該当する団体は、応募することができません。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定により横浜市における入札の参加資格を制限されていること

イ 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していること

ウ 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続きを行っていないもの

エ 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること

オ 当該指定管理者の選定を行う選定委員が、応募しようとする団体の経営又は運営に直接関与していること

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること

※ 本項目について、横浜市が神奈川県警察本部に対し調査・照会を行うため、別添の「役員等氏名一覧表」（様式11）を提出してください。

キ 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること

ク 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

※ 共同事業体の場合には、構成するすべての団体が前記いずれの欠格事項に該当しないとともに、応募時に、「共同事業体の結成に関する申請書（様式12）」を提出することとします。また、選定後協定締結までに、代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しを提出することとします。

#### (6) 留意事項

##### ア 接触の禁止

選定委員会委員、横浜市職員その他の本件関係者に対して、本件応募について直接・間接を問わず接触を禁じます。

##### イ 重複応募の禁止

同一案件に対して、複数案の応募に参画することはできません。

##### ウ 応募内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、選定委員会が認めた場合はこの限りではありません。

##### エ 団体役職員（構成員）以外の者による、次の行為の禁止

応募にあたって、応募団体（共同事業体にあたっては、構成団体）の役職員（構成員）以外の者が、次の行為を行うことを禁止します。

（ア）指定管理者応募団体説明会及び現地見学会への代理出席

（イ）事業計画書等応募書類の作成（ただし、作成に関する技術的な助言等は除く）

（ウ）選定委員会の面接審査への出席

##### オ **応募団体の失格**

応募団体が次の事項に該当した場合は、失格となる場合があります。

① ア～エの禁止事項に該当するなど、公募要項に定める手続を遵守しない場合

② 応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

## 6 応募団体

2 団体から応募がありました。

- (1) 一般社団法人緑区区民利用施設協会
- (2) 特定非営利活動法人建物管理ネットワーク

## 7 審査結果

応募団体から提出された応募書類の審査及びプレゼンテーションによる面接審査、質疑を厳正に行った結果、次の団体を指定候補者、次点候補者と決定しました。

### (1) 順位

- ア 1 位 特定非営利活動法人建物管理ネットワーク（指定候補者）
- イ 2 位 一般社団法人緑区区民利用施設協会（次点候補者）

### (2) 得点

項 目	1 位	2 位
1 基本条件の理解度（10 点× 5 人=50 点）	33	30
2 公平性（10 点× 5 人=50 点）	32	26
3 安定性・安全性（25 点× 5 人=125 点）	83	76
4 運営の実施効果（20 点× 5 人=100 点）	62	62
5 利用者ニーズの把握、利用者サービス向上の取組 （20 点× 5 人=100 点）	64	60
6 効果的な自主事業展開（20 点× 5 人=100 点）	63	67
7 効率性（25 点× 5 人=125 点）	83	77
8 積極性、意欲（10 点× 5 人=50 点）	37	31
9 新型コロナウイルス感染症等に係る対応 （10 点× 5 人=50 点）	34	32
10-1 団体の資質・実績（5 点× 5 人=25 点）	16	15
加減点項目を除く合計（775 点）※	507	476
10-2 現指定管理者の評価 （-5 点～+5 点× 5 人=-25～+25 点）	10	0
10-3 市内中小企業又は地域住民を中心に設立された団体 （5 点× 5 人=25 点）	0	25
合 計（825 点）	517	501

※ 最低基準点：775 点× 6 割=465 点

## 8 審査講評

### (1) 特定非営利活動法人建物管理ネットワーク（指定候補者）

学校との連携や図書の貸し出しに力を入れており、小・中学生の居場所づくりに積極的に取り組んでいます。地域福祉保健計画等に基づき地域を分析し、課題を把握し解決に向けて取り組む姿勢は不足しているように感じました。超高齢社会の更なる進展を鑑みると、今後は周辺の高齢者施設等と連携し、稼働率の向上、地域課題の把握・解決に向けた自主事業の企画等に取り組んでいくことを期待します。

### (2) 一般社団法人緑区区民利用施設協会（次点候補者）

地域の交流を醸成する自主事業の企画内容は評価できました。しかしながら、全体を通じて、地域住民と一緒に地域づくりを推進していくことは難しい印象を受けました。また、超高齢社会が進行していく社会情勢において、顔の見える関係も大切になる中で、インターネット中心の予約システムへの変更に高齢者等の利用者が十分対応できるか、不安を感じました。

## 9 総評

委員の中でも得点が割れる中、総得点が高かった現指定管理者である特定非営利活動法人建物管理ネットワークを指定候補者として決定しました。地域特性や地域ニーズの把握に努め、周辺の施設と連携し、地域の将来を見据えた運営を行ってほしいと考えます。